

# 「学校いじめ防止基本方針」



＜最新改定 令和7年1月＞

北杜市立長坂中学校

# 長坂中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

『はじめに』

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与える、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があり、そのための具体的な指導や環境整備が求められている。

いじめ問題は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があり、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。とりわけ「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

本校では、以下の法律や基本方針等を斟酌し、長坂中学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を改定した。

- 「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月）第13条の規定（学校いじめ防止基本方針）
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」【国】（平成25年10月 最終改定平成29年3月）
- 「重大事態の調査に関するガイドライン」【国】（平成29年3月策定）
- 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成26年2月 最終改定平成30年9月）
- 北杜市の「いじめ防止基本方針」（平成26年2月 最終改定令和4年3月）
- 北杜市・北杜市教育委員による「いじめ対応アクションプラン」（令和4年3月策定）
- 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂（令和6年9月 改訂）

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

### 2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

①いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

②いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。

③いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④いじめは、様々な態様がある。（SNS等、インターネットを活用した誹謗中傷も含まれる。）

- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧いじめは、家庭教育の在り方と大きな関わりを有している。
- ⑨いじめは、学校、家庭、社会、など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 1 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、  
(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等)

※事案により構成員は柔軟に編成すると共に、必要に応じて適切な専門家を加える。

### 2 いじめ対策委員会の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談、通報等の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・重大事態発生時における組織的対応の中核としての役割

※いじめ防止対策委員会は、指導支援部会（通常週1回開催）と連動して開催する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議等において報告し周知徹底させる。

## 3 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

すべての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることも少なくなってくるはずである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての生徒に集団に一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係、学校風土を作り出していく。具体的な手立てとして次のことに取り組んでいく。

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、生徒に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学

級活動の指導を通して育む。

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・S N S 等、インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために情報モラル教育の指導の充実を図る。
- ・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

#### <教職員に対して>

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、子どもが活躍できる授業を日々行うことには努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という認識を全教職員がもっていることを、教育活動全体を通して生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の 人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題（情報等）を抱え込まないで、管理職への報告をするとともに、学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

#### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壤をつくる。
- ・いじめ等、学校生活に関するアンケート調査「自分を見つめてみよう」を学期に2回実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ（問題）」に関する校内研修を行い、本校教職員の理解と実践力を高める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、人として「いじめは絶対に許されない」ということと、更に「いじめ」に気づいた時にはすぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する生徒会として取組を行う。  
(生徒総会での「長坂中学校 いじめ撲滅宣言」の採択 等)
- ・教職員の業務の見直しを行うことによって相談に応じる時間を一層確保し、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・特別な支援を必要とする生徒、例えば性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等、特に配慮が必要な生徒への組織的な指導を行う。

#### <保護者・地域に対して>

- ・本校の「学校いじめ防止基本方針」について、入学説明会を始め、各種 P T A 活動等の場面を活用して保護者に並びに地域に対して説明する。
- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さについて啓発する。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを学校便り（「穂見の里」）、地域への道徳授業公開、学校運営協議会等を通して伝え、理解と協力を依頼する。
- ・「いじめ対応アクションプラン」（北杜市・北杜市教育委員会）**が改定された場合には、その配付並びに記載内容に関する説明を実施する。**

#### 4 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。そのためには、わかる授業、心の居場所となる学級経営の推進の他、教育活動全般に対する教育相談的な配慮が不可欠である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。生徒の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにするとともに、定期的なアンケート調査や教育相談（生徒面談）の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に努めるばかりでなく、保護者面談や自由相談期間等を設け保護者と連携して情報を収集するように努めていく。

##### 早期発見のための手立て

- ・「自分を見つめてみよう」（アンケート調査）の実施  
年間5回の「自分を見つめよう」（アンケート調査）を実施する。
- ・個人面談  
「自分を見つめよう」や「やりとり帳」、それにQ-Uの結果を資料として全生徒と実施する。
- ・教育相談  
スクールカウンセラーによる、全生徒との面談を行う。  
生徒や保護者がいつでも相談できる体制を整える。（家庭への文書による周知）  
**「修復的対話」（RJサークル）や「給食時における担当職員の交換」の実施により、互いの信頼感やつながりを醸成していく。**
- ・「運営委員会」並びに「生徒指導支援部会」を通しての情報共有
- ・保健室からの情報
- ・生徒本人からの相談
- ・周りの友達からの相談
- ・保護者からの相談
- ・地域の方からの相談

##### 早期の対応のための方策

- ・教員が気づいた、あるいは生徒や保護者より相談があった場合、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった単純な二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、いじめ防止対策委員会が中心となって情報を教職員間で共有し、組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている生徒（加害者側）に対しては、「いじめ」であることを認識（理解）させると共に、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者（被害者並びに加害者）に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し協力し合っていくことを伝えていく。**その際、原則として被害者側（当該生徒並びにその保護者）の意向を最大限尊重するものとする。**  
(例) 被害生徒の心情・加害者側への連絡方法・情報を共有する範囲 等

## 5 いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている場合とする。

○いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月の経過を確認する）

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### 2 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携して対応に当たる。

#### (1) いじめられていた生徒（被害者側）や保護者への対応と支援

- ・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解すると共に、対応する際には複数の教職員で対応する。
- ・保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。
- ・時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら、可能な限り詳細に事実確認をする。
- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・生徒と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。
- ・収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝える。
- ・管理職や関係教職員で、これまでに得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・いじめられていた生徒に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守っていくことを約束する。

#### (2) いじめていた生徒（加害者側）への指導・保護者への助言

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・対応する際には、担任だけでなく複数の教職員で対応する。
- ・生徒に確認した事実に基づき行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝え、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教職員の願いを伝え、協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取組を考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒がいじめを繰り返さないよう継続的に指導する。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談やソーシャルワーカーの助言を活用する。

<状況に応じて考えられる対応>

特別な指導計画による指導（心理的な孤立感や疎外感を与えないなどの配慮）

出席停止制度の活用

警察等の関係諸機関との連携

### (3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを確認する。
- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず被害者本人とその保護者の了解を得て行う。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネットによるいじめを発見した場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対処

### 1 基本的な考え方

市教育委員会又は学校は、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

いじめの重大事態については、本基本方針及び「**いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について**」（令和6年8月 文部科学省）等の関連文書により適切に対応する。

調査を要する重大事態の例として次のようなことが考えられる。

#### (1) いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- ・生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### (2) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合も市教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉える。

#### (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

- ・生徒や保護者からの申立てでは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### 2 重大事態発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるように、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン、生徒指導提要を理解しておく。なお、法が定める「重大事態」とは、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱うことを求めている。

#### (1) 年度はじめの職員会議や研修等における共通理解

年度はじめの職員会議や研修等で、本校の「学校いじめ防止基本方針」についての読み合わせを行い、共通理解を図る。特に、重大事態への対応に関しては、発生時の役割分担を含め共通認識を深めておく。

#### (2) 犯罪行為が明らかになった際の対応を周知

調査の過程において犯罪行為に相当しうると認められた事案に関しては、警察への相談・通報を行うものとすることを、保護者に対しては基本方針説明時などを利用し事前に周知しておく。

### 3 重大な事案が発生した場合

速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

#### (1) 学校または市教委の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・調査を行う組織については、教育委員会等の指導の下、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ・「不登校重大事態」に関しては、原則として学校主体で調査を行う。

#### (2) 生徒・保護者から「重大事態」との申し出があった場合には、直ちに「重大事態」としての対応を開始

- ・生徒あるいは保護者から「重大事態」との申し出があった場合には、法の要件に照らし合わせて、重大事態に当たらないことが明らかになるまで、「重大事態」としての対応、「重大事態調査」等を実施する。

#### (3) 調査組織で、事実関係を明確にするための「重大事態調査」を実施

- ・「重大事態調査」を行う際は正確な記録が必要である。生徒指導担当が「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録を残す。記録は、文書管理規則等に基づき適切に管理する。
- ・アンケート調査や聞き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の主旨や把握した情報の活用方法等を説明してから実施する。

#### (4) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して事実関係などを適時・適切な方法で説明

- ・被害生徒やその保護者はもちろん、加害生徒並びにその保護者に対しても、調査目的や調査の進め方について、共通理解を図るために、あらかじめ説明する。【「図1」を参照】

#### (5) 当該被害生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼

#### (6) 調査結果を踏まえ、未然防止・早期発見・対処・情報共有等の方法について再発防止策をまとめ着実に実施

## 7 その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

### 2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

### 3 校務の効率化

校務の効率化を一層進め、生徒と向き合う時間を確保する。

### 4 学校評価

学校自己評価においては、年度毎の取組について生徒、保護者からのアンケート調査、教職員による評価を行い、P D C Aサイクルを生かし、次年度の取組を改善していく。

### 5 地域や家庭との連携について

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、P T A活動や地域の会合（**北杜市民会議**）等で、いじめ問題やいじめに対する本校の対応などを周知すると共に、健全育成について話し合いを進めることをお願いする。

## ＜別表＞いじめ防止指導計画

【令和6年12月改定】

いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。

年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ防止対策委員会 学年PTA総会で啓発				評価・改善策検討	
防止対策						
早期発見	生徒会の取組 【通年】		情報モラル講話	SOSの出し方教室	教員研修	

  

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	学年PTAで情報共有		評価・改善策検討		学年PTA総会で情報共有	
防止対策						
早期発見	生徒会の取組 【通年】		人権教室		RJサークル④	Q-Uの実施分析 要支援群への対応②

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	学年PTAで情報共有		評価・改善策検討		学年PTA総会で情報共有	
防止対策						
早期発見	RJサークル④	Q-Uの実施分析 要支援群への対応②	生活アンケート④ RJサークル⑤ 第三者懇談③		生活アンケート⑤ RJサークル⑥ 二者懇談	スクールカウンセラーによる全生徒並びに保護者（希望者）との面談　・　担任による面談

※1 「生活アンケート」とは「自分を見つめてみよう」の取組

※2 「RJサークル（修復的対話）」とは教職員と生徒がグループになって対話をすること

※3 給食時の担当職員のローテーションは、年間を通して行う

【図1】

